公　　告

県有財産（土地の一部）を一般競争入札により次のとおり使用許可します。

令和８年 11 月２日

福岡県知事　服部　誠太郎

１　入札に付する事項

（１）使用許可物件

物件番号	名称	所在地	使用許可面積（㎡）	最低使用料（年額）
1	東領団地	福岡市博多区博多駅前４丁目 22 番 14 号	255	7,949,880 円
2	老司団地	福岡市南区老司１丁目 26 番６号	125	421,200 円
3	板付団地	福岡市博多区板付３丁目 23 番	100	450,450 円

※使用許可予定面積には、機器設置スペースを含む。

（２）使用許可期間

令和９年４月１日から令和 10 年３月 31 日まで　※最大で令和 13 年度まで更新可能

（３）用途

コインパーキングに限るものとします。

２　入札参加資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たす必要があります。

（１）福岡県内に本支店等の事業所を有していること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第２項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。

（３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、及び同法第２条第６号に規定する暴力団員ではないこと。

また、これら暴力団及び暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有していないこと。

（４）暴力団及び暴力団員等の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではないこと。

（５）コインパーキング施設の設置・運営業務について、３年以上の実績を有する者であること。

（６）下記３により、あらかじめ入札への参加申込をした者であること。

３　入札参加申し込み

入札に参加しようとする者は、事前に、入札参加申込書等の配布を受け、受付期間内に必要な書類を提出する必要があります。

（１）入札参加申込書等の配布期間、受付期間及び配布・受付場所

入札参加申込書等の配布期間	入札参加申込書等の受付期間	配布・受付場所
令和８年 11 月２日（月）から 令和８年 11 月 13 日（金）まで ※土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～11:30、12:30～17:00 ※県 HP からダウンロード可	令和８年 11 月２日（月）から 令和８年 11 月 13 日（金）まで ※土・日曜日、祝祭日を除く 9:00～11:30、12:30～17:00	福岡県庁(行政棟) ７階 福岡県建築都市部 県営住宅課建替・保全係 TEL　092-643-3741 ※郵送受付可

（２）入札参加資格の確認

入札参加申込があったときは、入札参加資格の有無について確認し申込者に通知します。

４　入札

（１）入札及び開札の日時及び場所

・物件１（東領団地）

日時　：　令和９年１月 15 日（金）　14 時 15 分（受付 14 時 00 分）

場所　：　福岡県庁（行政北棟）７階　建築都市総務課入札室

・物件２（老司団地）

日時　：　令和９年１月 15 日（金）　15 時 15 分（受付 15 時 00 分）

場所　：　福岡県庁（行政北棟）７階　建築都市総務課入札室

・物件３（板付団地）

日時　：　令和９年１月 15 日（金）　16 時 15 分（受付 16 時 00 分）

場所　：　福岡県庁（行政北棟）７階　建築都市総務課入札室

（２）入札保証金

入札に参加するにあたり、入札保証金は不要です。

（３）無効な入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア　入札参加資格を有しない者がした入札

イ　公正な入札を妨げるなど入札に際し不正行為のあった入札

ウ　同一の入札について、二以上の意思表示をした入札

エ　入札書の入札金額、法人の名称又は代表者名が確認し難いもの、その他主要な事項が確認できない入札

オ　担当職員の指示に従わない者がした入札

５　落札者の決定

（１）開札

開札は、入札書提出後、入札会場において入札者及び代理人立ち合いの上、直ちに行います。

（２）落札者の決定

ア　県が定める最低使用料以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、同価格の入札により、落札者となるべき者が２者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。

イ　落札者が決定した場合、その場で落札者名及び落札金額を入札者全員にお知らせします。また、落札者名、落札金額及び入札業者数について、公表を予定しておりますので、あらかじめご承知おきください。ただし、落札者が個人の場合には、福岡県個人情報保護条例に基づき、本人の同意がない限り落札金額に関する情報の提供は行いません。

６　行政財産の目的外使用許可

（１）使用許可

ア　落札者は、令和９年１月 29 日（金）までに、行政財産使用許可申請書を、３(１)の場所に提出してください。

イ　落札者が令和９年１月 29 日（金）までに申請をしない場合は、当該落札は効力を失うものとします。この場合、入札次点者を使用候補者として協議することになり、事業を行う意向が確認できれば、使用許可を受けて事業を行っていただきます。次点者が辞退した場合も、順次その次の者が候補者になるものとします。

（２）保証金

使用許可を受けてコインパーキング事業を行うにあたり、保証金は不要です。

７　その他

詳細は、「募集要項」をご覧ください。（３(１)の場所で交付又は県ホームページからダウンロード可）